

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年9月14日 18時40分ごろ
発生場所	北海道浦幌町厚内漁港南南西方沖 厚内港突堤灯台から真方位198° 3.1海里付近 (概位 北緯42° 45.0′ 東経143° 48.3′)
事故の概要	漁船第三十八宝亀丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。 第三十八宝亀丸は、船底部外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月1日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八宝亀丸、160トン 127137、折笠漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 漁労長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、北海道釧路港南方沖の漁場で操業し、平成27年9月14日17時20分ごろ漁場移動の目的で、漁労長が単独で船橋当直に当たり、約12ノットの対地速力で自動操舵により北西進を開始した。 本船は、漁労長が、操舵室の椅子に腰を掛けて操船に当たっていたところ、居眠りに陥り、18時40分ごろ厚内漁港南南西方沖の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、乗揚げ後、船内各部を点検したところ、浸水等がなかったので自力で釧路港に入港した。 本船の喫水は、船首約2.6m、船尾約4.8mであった。
分析	本船は、自動操舵により北西進中、単独で船橋当直中の漁労長が居眠りに陥ったことから、厚内漁港南南西方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 漁労長は、自動操舵で椅子に腰を掛けて操船に当たっていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵により北西進中、単独で船橋当直中の漁労長が居眠りに陥ったため、厚内漁港南南西方沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>本船は、本事故後、船橋当直を2人体制とする措置を講じた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単独で船橋当直を行う場合、同じ姿勢で当直を続けると眠気を催すことがあるので、外に出て外気に当たるなどして眠気を払拭する措置を講じること。
-----------	--